# 平成28年度末までの千葉県袖ヶ浦福祉センターの見直しに関する進捗状況及びその評価

# 1 更生園・養育園の管理運営(指定管理者制度等)のあり方の見直し

実 施 内 容	平成28年度末までの進捗状況
(1)期限の設定	(1)期限の設定
(ア) 見直しの期間設定(県) 第五次障害者計画の周期とあわせ、平成27年度から平成29年度 までの3年間を集中見直し期間とする。(第五次障害者計画に集中見 直し期間の設定の他、本実施内容について盛り込む。)	
(イ)見直しの進捗評価(県) 集中見直し期間中の見直しの進捗について評価する千葉県袖ヶ浦 福祉センター見直し進捗管理委員会を設け、毎年度末に当該年度の進 捗を報告し評価を受け、集中見直し期間終了後に総括評価を受ける。	(イ)見直しの進捗評価(県) 集中見直し期間中の見直しの進捗について評価する千葉県袖ヶ浦 福祉センター見直し進捗管理委員会に、平成28年度の進捗状況等を 報告した。

# 評価 (1)期限の設定(県)

平成28年度は下記について進捗が認められた。

・千葉県袖ヶ浦福祉センター見直し進捗管理委員会による平成28年度評価 平成29年度も進行予定にある項目が着実に実行されるよう努めること。

# 平成28年度末までの進捗状況

# (2) 管理運営方法の見直し

#### (ア)集中見直し期間中の管理運営(県)

平成29年度末までは事業団を指定管理者として指定する(現在の 指定管理期間(平成23年度から平成27年度まで)後は、非公募で 事業団を指定する。)

#### (イ)集中見直し期間後の管理運営(県)

集中見直し期間終了時点において、民間法人が参入しやすいよう、 養育園と更生園をそれぞれ単独の県立施設として管理運営できる体 制整備を図る。(利用者に継続した支援を提供する観点から、現在の 支援員が継続して支援にあたれるよう配慮する。)

# (2) 管理運営方法の見直し

# (ア)集中見直し期間中の管理運営(県)

現在の指定管理期間(平成23年度から平成27年度まで)後、平成28年度から平成29年度までの指定管理者として、非公募で事業団を指定した。

# (イ)集中見直し期間後の管理運営(県)

集中見直し期間終了時点において、民間法人が参入しやすいよう、 養育園と更生園をそれぞれ単独の県立施設として管理運営できる体 制整備に向け検討し、養育園と更生園を分割して指定管理者を募集す るため、平成29年2月議会で設置管理条例の改正案を提出した。

# 評価 (2) 管理運営方法の見直し(県)

平成28年度は下記について進捗が認められた。

・平成30年度からの次期指定管理において、民間法人が参入しやすいよう、養育園と更生園をそれぞれ単独の施設として管理運営するため、 袖ヶ浦福祉センター設置管理条例の改正を行った。

平成29年度に公募を行う指定管理者(候補者)の選定にあたっては、第三者検証委員会の最終報告(平成26年8月7日)の指摘に基づき、少人数を対象としたきめ細かなケアや自己選択の尊重、利用者の有期限利用を前提とした民間施設・地域への移行、定員の半減などの内容についての応募者からの提案を審査し、適切な運営を行い得る法人を選定されたい。

# 2 今後の養育園・更生園のあり方の見直し

#### 実 施 内 容

(1) 少人数を対象としたきめ細かなケアへの転換

# (ア) ソフト面の見直し

# ① 支援のあり方の見直し(事業団)

外部の計画相談事業所や児童相談所等の関係機関と連携しながら、利用者にとって最も適切な支援環境を考慮した中長期の見通しを持ち、利用者の障害特性に合った個別支援計画を作成する。個別支援計画の実施(支援)に当たっては、少人数を対象としたケアを基本とし、個々の利用者にふさわしい支援を実現する。

# (1) 少人数を対象としたきめ細かなケアへの転換

#### (ア)ソフト面の見直し

# ① 支援のあり方の見直し(事業団)

見直し進捗管理委員会委員による個別支援計画の作成指導、パーソナルサポーターによる本人との面談や支援記録の確認に基づく提言、指定管理者モニタリングや改善の進捗に関する確認調査における指摘等を受け、利用者主体の支援に向けた個別支援計画の作成から実際の支援への反映等について見直しを行った。また、利用者にわかりやすく個別支援計画の目的や内容を説明するための資料の作成を行った。

平成28年度末までの進捗状況

個別支援計画のモニタリングに際しては、必要に応じて看護師や栄養士等の専門職が参加するとともに、保護者の参加を得られるよう努め、利用者一人一人のニーズに合った支援の実現を目指した。

# 【平成28年度の実施内容】

○モニタリングへの看護師等の専門職の参加

養育園45名中23名(※)・更生園83名中83名(2月末)

(平成26年度は養育園70名中4名・更生園87名中62名、平成27年度は 養育園58名中11名、更生園85名中81名)

※養育園では、保護者がモニタリングに来園しやすい土日は看護師が休みであるため、 看護師の参加が少なくなっている。なお更生園では、モニタリング会議当日に看護師 が出席できない場合は、事前にモニタリングを行い、保護者に報告をしているため、 養育園でも今後改善する予定である。

○児童のケース会議等への看護師等の専門職の参加

養育園45名中45名(2月末)

(平成26年度は70名中53名、平成27年度は58名中58名)

# ② 開放性の向上 (事業団)

施錠が必要な箇所や状態について検討の上職員間で共有し、施錠をより少なくできる環境改善と支援を目指す。また、親しみやすく入りやすい住環境の構築を図る。

○モニタリングへの保護者の参加

養育園45名中40名(※)・更生園83名中83名(2月末)

(平成26年度は養育園70名中57名・更生園87名中81名、平成27年度は養育園58名中56名、更生園85名中85名)

※保護者の協力が得られず児相担当者が参加したものを含む。

○利用者本人向けの計画内容等の説明資料の作成

養育園45名中15名(2月末)

(平成26年度は70名中19名、平成27年度は養育園58名中13名)

# ② 開放性の向上(事業団)

施錠が必要な箇所や状態について検討の上職員間で共有し、施錠をより少なくできる環境改善と支援を図っており、平成28年度は養育園の第3寮で卒園後のグループホームでの生活を想定し、利用者居室の鍵の自己管理を行うこととしたほか、更生園で利用者が活動等で不在の場合、各寮の出入り口をすべて解錠するようにした。

環境改善としては、日用品の買い物などの利用者の外出やDVD・本などの選択機会の増加、ふれあい祭り等保護者の参加する行事の開催、寮の内外への利用者の作成した作品の掲示等を行っているほか、平成28年度は養育園で食堂での炊飯の開始や電子レンジの設置により暖かい食事を提供できるようにしたほか、更生園では保護者会の協力を得て花壇の整備を行うなど、住環境の構築を図った。

○日中の施錠の取り止め等をした箇所

養育園 正面玄関・各寮玄関・職員用トイレ・階段

(平成26年度から)

第3寮ベランダ・第1寮食堂廊下シャッター

(平成27年度から)

第3寮居室入口と窓の鍵の自己管理(一部利用者)

(平成28年度から)

更生園 各寮出入口(平成26年度から)

各寮のネット撤去、ひまわり A 棟階段前出入口・そよかぜ荘行動観察室・ そよかぜ荘西側 二重施錠の廃止

(平成27年度から)

利用者が活動等で不在の場合の各寮出入口を全て解錠 (平成28年度から)

○環境改善に向けた取組み

養育園 第2寮前(平成26年度から)

利用者居室へのカーテン設置の試行・利用者によるDVDや本などの

選択機会の増加(平成27年度から)

電子レンジの設置、食堂での炊飯を開始(第3寮、第4寮)

(平成28年度から)

更生園 デイルーム・各寮内・食堂・食堂前廊下

(平成26年度から)

中央玄関への作品掲示・竹寮前庭花壇作成・

外出機会の増加(平成27年度から)

保護者会の協力を得てロータリー花壇の整備と植栽・

デイルームのソファー、ベンチや屋外ベンチを更新

(平成28年度から)

# (1) 少人数を対象としたきめ細かなケアへの転換

# 評価 (ア)ソフト面の見直し(事業団)

平成28年度は下記が実施された。

- ・モニタリングへの専門職や保護者の参加
- ・施錠箇所の減少等による開放性の向上
- ・開放性の向上に向けた取組み

しかしながら、そこで暮らしている人の生活を支えるという視点から見直した際には不十分な点がみられ、旧来と同じような支援体制が続いている部分もあり、例えば外出の機会がごく少ないうえ、日中の支援が職員都合で取りやめになる、食事が冷たいままのものが提供される、食べる時間が限られているなどの状況が見受けられた。

このような状況は、県が策定した「福祉施設で暮らしている人たちの生活向上のための指針」で、施設の生活として目指すべきものとした内容に至っていないと考えられることから、意思決定支援の取組みの充実とともに支援の質を高めるよう努められたい。

また、少人数グループへの転換は第三者検証委員会の主要な勧告であり、少なくとも更生園については現在もほとんど実施できていない現況があり、事業団の引き続きの努力を期待する。

#### 平成28年度末までの進捗状況

# (イ) ハード面の見直し

#### ① 集中見直し期間中の施設環境の整備(県)

開放的で明るい住環境となるよう、施設整備等により改善を図るとともに、集中見直し期間後(定員減少後)の利用者の特性に合った施設のあり方について検討をすすめる。(平成30年度以降の指定管理者の選定の際に、指定管理者の意見を踏まえた施設整備を行うことを盛り込む。)

# ② 集中見直し期間後の施設環境の整備(県)

平成30年度以降の指定管理者と協議し、開放的で明るく、利用者の障害特性に合った住環境・生活空間となる施設環境を整備する。

#### (イ) ハード面の見直し

#### ① 集中見直し期間中の施設環境の整備(県)

開放的で明るい住環境となるよう、養育園第2寮を2ユニットにするとともに、劣化した窓ガラスやシャッターの交換等を行った。(平成27年度工事)

老朽化した設備の補修を行い、施設環境を整えるために更生園のスロープの段差解 消や居室扉の改修等を行った。(平成28年度工事)

老朽化した設備の補修を行い、施設環境を整えるために養育園の浴室タイルの補修 や更生園の廊下の床の張り替えのための実施設計を行った。

(工事は平成29年度に実施予定)

# 評価 (イ)ハード面の見直し(県)

平成28年度は下記が実施された。

・更生園の設備補修及びバリアフリー化

平成29年度もハード面での利用者の障害特性にあった改修、普通の生活ができる環境整備等を進めること。

# 実施内容平成28年度末までの進捗状況(2)定員規模の縮小に向けた取組み(2)定員規模の縮小に向けた取組み(ア)県全体の入所施設の状況把握(県)<br/>毎年度、施設入所の待機者に関する状況調査等を行い、県全体での需給状況を把握する。(ア)県全体の入所施設の状況把握(県)<br/>施設入所の待機者に関する状況調査を行った。

#### (イ) 障害児 (待機児童) の受入先の確保 (県)

県全体で社会的養護を必要とする障害児の受入先を 確保するため、養育園の規模縮小で削減される定員4 0人相当の施設新設等を支援する。

#### (イ)障害児(待機児童)の受入先の確保(県)

平成28年4月に開設した定員20名の福祉型障害児入所施設の新設を支援した。 また、平成30年4月開設を目指す福祉型障害児入所施設(定員20名)を公募した ところ、1法人から応募があり、審査の結果、設置候補者を選定した。

#### 評価 (2) 定員規模の縮小に向けた取組み

(ア) 県全体の入所施設の状況把握(県)

平成28年度は下記が実施された。

入所施設の待機者状況調査

平成29年度も進行予定にある項目を着実に実施するよう努めること。

#### (イ) 障害児(待機児童)の受入先の確保(県)

平成28年度は下記について進捗が認められた。

・福祉型障害児入所施設(定員20名)の設置候補者の選定

福祉型障害児入所施設の平成30年4月の開設に向けて、県は設置法人に対して、児童の発達の理解や強度行動障害の理解につながるような充分な研修を配置予定の職員に受講させるようにすること。

#### 実 施 内 容

- (ウ) 袖ヶ浦福祉センター利用者の民間施設・地域への移 行の推進
- ① 施設整備等による受入先施設等の支援(県)

民間施設等で袖ヶ浦福祉センターの利用者を受け 入れられるよう、利用者の特性に合った施設改修やグループホーム創設等を支援する。

# 平成28年度末までの進捗状況

- (ウ) 袖ヶ浦福祉センター利用者の民間施設・地域への移行の推進
- ① 施設整備等による受入先施設等の支援(県)

【平成27年度の実施内容】

グループホーム創設を支援(更生園・養育園の利用者計2名移行)

【平成28年度の実施内容】

施設改修を支援(更生園の利用者1名移行)

職員加配の支援(グループホームへの移行者2名、施設への移行者1名を対象)

# ② 移行に関するマッチング・調整の実施(事業団・県)

事業団において、県とともに、知的障害者福祉協会、相談支援事業者、外部有識者等の意見を聴きながら、利用者と施設のマッチング・施設見学・体験利用等を進め、利用者に合った施設やグループホームに移行できるよう調整する。円滑に移行できるよう、移行後も施設訪問等によるフォローを実施する。

# ③ 利用者及び保護者への情報提供並びに保護者との関係強化(事業団・県)

移行等に関する利用者及び保護者の不安を解消するため、保護者説明会の開催や保護者会での説明、その他随時個別の情報提供や意見交換を行うとともに、 保護者会の活動を支援し、保護者との関係を強化する。 更生園の利用者1名移行見込みのグループホーム創設の支援を予定 (補助は平成29年度に実施予定)

平成29年度当初予算において、袖ヶ浦福祉センターの利用者を受け入れられるよう、利用者の特性に合った施設改修やグループホーム創設の支援に係る補助金を計上し、また平成30年4月開設予定の福祉型障害児入所施設創設に係る補助金を計上した。

○平成29年度当初予算額 323,389千円

# ② 移行に関するマッチング・調整の実施(事業団・県)

事業団において、県とともに、知的障害者福祉協会、相談支援事業者、外部有識者からなる移行ワーキングチームにおいて、移行を進めるための方策について意見を聴いた。また、更生園保護者会において、他施設の見学等を行った。

#### 【平成28年度の実施内容】

- ○移行ワーキングチーム 3回
- ○更生園保護者等他施設見学(事業団職員・県職員同行) 7回

# ③利用者及び保護者への情報提供並びに保護者との関係強化(事業団・県)

利用者の移行を含めたセンターの見直しに関する保護者説明会を開催した。

また、保護者会役員会と事業団職員の会議の定例化、保護者の他民間施設見学への同行、ふれあい祭り等の保護者も参加する行事の開催、保護者会の行事等への事業団職員・県職員の参加による意見交換を行った。その他、広報誌の発行等により、保護者への情報提供及び関係強化に努めた。

# 【平成28年度の実施内容】

- ○保護者説明会 2回(養育園1回、更生園1回)
- ○更生園保護者会役員会職員合同会 11回
- ○更生園保護者等他施設見学(事業団職員・県職員同行) 7回
- ○更生園保護者会研修会 1回
- ○保護者会総会等への同席・意見交換 4回 (更生園2回・養育園2回)
- ○ふれあい祭り等保護者参加行事の開催・懇談 9回

(更生園2回・養育園7回)

# 評価 (ウ) 袖ヶ浦福祉センター利用者の民間施設・地域への移行の推進

① 施設整備等による受入先施設等の支援(県)

平成28年度は下記について進捗が認められた。

- ・袖ヶ浦福祉センター利用者受入施設改修の支援
- ・袖ヶ浦福祉センター利用者受入施設の職員加配の支援

平成29年度もセンター利用者の受入施設等の整備が進むよう努めること。

# ② 移行に関するマッチング・調整の実施(事業団・県)

平成28年度は下記が実施された。

- 移行ワーキングチームの開催
- 更生園保護者等の他施設見学

しかしながら、更生園の利用者の移行は進んでいない状況にあることから、平成29年度は、センター利用者の移行が円滑に進むよう、利用者・ 保護者の意見を聴きながらマッチング・調整に努めること。

# ③ 利用者及び保護者への情報提供並びに保護者との関係強化(事業団・県)

平成28年度は下記について進捗が認められた。

- ・保護者説明会の開催
- ・更生園保護者会役員会職員合同会の開催
- 更生園保護者会研修会の開催
- ・更生園保護者等の他施設見学
- ・ふれあい祭り等保護者参加行事の開催

平成29年度も引き続き、進捗がみられた事項も含め、保護者への情報提供及び関係強化に努めること。

#### (エ) 強度行動障害者支援実施体制の構築

# ① 強度行動障害のある方の支援者に対する研修の実施 (県)

強度行動障害のある方への支援を適切に行うため に、強度行動障害に関する専門的知識を有する人材を 確保するとともに、施設支援員等に対して、強度行動 障害についての理解を深め、また、専門性を高めるた めの体系的な研修を実施する。

# ② 強度行動障害のある方への支援体制構築事業(モデル事業)の実施(県)

強度行動障害のある方への支援体制構築事業(モデル事業)を引き続き実施し、強度行動障害等について知識・実績のある方で構成する会議等において検証した上で、モデル事業の普及啓発を図る。

#### 平成28年度末までの進捗状況

# (エ) 強度行動障害者支援実施体制の構築

#### ① 強度行動障害のある方の支援者に対する研修の実施(県)

強度行動障害のある方への支援者に対する研修(千葉県発達障害者支援センターに委託)を通年で34日間実施し、県内施設の支援員16名が受講した。3月4日には実践報告会を実施し、16名が実践成果を参加者(259名)に発表した。(平成26年度は16名が研修を受講し、実践報告会に309名が参加。平成27年度は16名が研修を受講し、実践報告会に258名が参加した。)

県内の障害者支援職員等を対象として強度行動障害支援者養成研修(基礎研修・実践研修)を実施し、基礎研修1,256名・実践研修168名が受講した。

(平成26年度は77名が基礎研修を受講。平成27年度は基礎研修98名・実践研修65名が受講した。)

# ② 強度行動障害のある方への支援体制構築事業(モデル事業)の実施(県)

強度行動障害のある方への支援体制構築事業(モデル事業)を実施した成果について、 強度行動障害のある方への支援のあり方検討会において、その内容を検証した。

# 評価 (エ)強度行動障害者支援実施体制の構築

# ①強度行動障害のある方の支援者に対する研修の実施(県)

平成28年度は下記について進捗が認められた。

- ・強度行動障害のある方の支援者に対する研修の実施
- ・強度行動障害支援者養成研修(基礎研修・実践研修)の実施

強度行動障害のある方の支援者に対する研修事業の実施により、県内での強度行動障害の支援の中核的な人材が育成されている。平成29年度 も県内での強度行動障害支援体制構築のため、施設・地域事業所でリーダー的な役割を担う方に対する研修の着実な実施に努めること。

# ②強度行動障害のある方への支援体制構築事業(モデル事業)の実施(県)

平成28年度は下記が実施された。

・強度行動障害のある方への支援のあり方検討会での内容検証

平成29年度からは、モデル事業の成果のあり方検討会での検証や発達障害者支援地域協議会等での検討を踏まえて、強度行動障害のある方への支援体制構築を行うこと。

実 施 内 容	平成28年度末までの進捗状況
(オ) 医療ケアに関する検討(事業団・県)	(オ) 医療ケアに関する検討 (事業団・県)
定員が減った後のセンターにおける医療ケアのあり	平成28年度に一部診療科目の診療日程の見直しを行った。
方を検討する。	(眼科:毎週1回→月2回)
	診療室について、更生園と併せて指定管理とし、利用者を地域の医療機関での受診に
	順次移行できるよう地域の医療機関による受診体制の整備を進める方針を示した。

# 評価 (オ) 医療ケアに関する検討(事業団・県)

平成28年度は下記が実施された。

- 一部の診療科目の診療日程の見直し
- ・次期指定管理の方針案における診療室の方向性の決定

平成29年度は、更生園、養育園の利用者を地域の医療機関での受診に順次移行できるよう地域の医療機関による受診体制の整備を進めること。

# 3 事業団のあり方の見直し

実 施 内 容	平成28年度末までの進捗状況
(1)職員のモチベーションの向上	(1)職員のモチベーションの向上
(ア) 民間施設等での研修(事業団)	(ア) 民間施設等での研修(事業団)
他の法人における支援を実地に学ぶことによって支	県内社会福祉法人の協力を得て、民間施設に宿泊しての体験研修や見学研修を実施し
援の質及び意識の向上を図るため、千葉県知的障害者	た。また、保護者の他民間施設見学にも職員複数名が同行して他施設を見学した。
福祉協会の協力を得て、民間施設等との交換研修(事	法人運営に関する見識を広めるために、他の民間施設へ長期の研修出向や短期の派遣

業団から他の民間施設への派遣等)を実施する。

研修を実施した。

# 【平成28年度の実施内容】

- ○県内他施設見学研修 9回延べ 32名
- ○保護者の他施設見学時の同行 7回延べ 16名
- ○民間施設への研修出向(半年~1年) 3施設延べ 4名
- ○民間施設への派遣研修(3~4日間程度) 4施設延べ 7名

#### (イ) キャリア形成の仕組みの構築(事業団)

キャリア形成の仕組みを構築し、職員のモチベーションの向上を図るとともに、将来、センターをリードできる職員を計画的に育成する。

# (イ) キャリア形成の仕組みの構築(事業団)

少人数によるグループディスカッションを実施して全支援員が参加し、人権擁護・虐 特防止の意識向上だけでなく、支援の質の向上等について話し合う場にもなった。

# 【平成28年度の実施内容】

○グループディスカッション実施状況

養育園 4月~3月延べ 25回(見込み)

更生園 4月~3月延べ 20回(見込み)

# 評価 (1) 職員のモチベーションの向上

# (ア) 民間施設等での研修(事業団)

平成28年度は下記について進捗が認められた。

- 県内他施設見学研修
- ・保護者の他施設見学時の同行
- ・ 県内他施設への研修出向
- ・ 県内他施設への派遣研修

平成29年度以降においても、民間施設等での研修の拡充に努めること。

# (イ) キャリア形成の仕組みの構築(事業団)

グループディスカッションが引き続き実施され、全支援員が参加するなどの進捗が認められた。

平成29年度も、引き続き、支援の質を高め職員のモチベーションの向上を図り、将来、センターをリードできる職員を育成する観点から、体系化されたキャリア形成の仕組みの構築に努めること。

#### (2) センター運営への特化

# (ア) 自主事業の計画的移譲(事業団)

事業団の実施する自主事業については、センターとの関係性や役割について整理した上で、計画的に他の 民間法人に移譲し、センター運営に注力する。

# (イ) 民間との連携強化(事業団)

地域における障害者へのサービスを安定して提供するため、自主事業を移譲した法人とは緊密に連携していく。また、強度行動障害者支援についても、県内関係団体と協議しながら、支援ノウハウの情報発信・事例報告会の開催等を実施し、民間施設等との連携を強化する。

# 平成28年度末までの進捗状況

# (2) センター運営への特化

# (ア) 自主事業の計画的移譲(事業団)

自主事業を下記の3つに区分し①及び②を譲渡することとして、譲渡先を公募により下記のとおり決定し、平成28年4月1日に譲渡した。

なお、②のうち、ながうら地域支援センターのグループホームの一部は事業団で引き続き運営し、集中見直し期間中に利用者を他のグループホームに転居していただくこととし、③については、放課後等デイサービス風の子は廃止し、発達障害児等療育支援事業を引き続き実施することとした。

- ① アドバンスながうら・放課後等デイサービス虹の子
  - →譲渡先 社会福祉法人佑啓会
- ② 代宿地域支援センター・ながうら地域支援センター・ジョブくらなみ
  - →譲渡先 社会福祉法人大久保学園
- ③ 発達障害児等療育支援事業及び放課後等デイサービス風の子(休止中)

# (イ) 民間との連携強化(事業団)

自主事業を移譲した2法人に対して職員の派遣研修を行うなど、移譲後も緊密な連携を図った。

事業団の「認知症研究メンバー」が国立重度知的障害者総合施設のぞみの園研究部の認知症研究チームと今後実施する予定の県内のダウン症と認知症の実態調査についての意見交換を行った。

# 【平成28年度の実施内容】

- ○自主事業の移譲先法人への派遣研修
  - (社福)佑啓会(ふる里学舎蔵波)へ 3名
  - (社福)大久保学園(代宿地域支援センター)へ 2名

#### 評価 (2) センター運営への特化

# (ア) 自主事業の計画的移譲(事業団)

平成28年度は下記について進捗が認められた。

・移譲した自主事業の移譲先法人による運営開始 平成29年度も移譲先法人との連携に努めること。

# (イ) 民間との連携強化(事業団)

平成28年度は下記が実施された。

・自主事業の移譲先法人への派遣研修

平成29年度は強度行動障害について、支援ノウハウの情報発信と、民間施設等との連携強化を検討すること。

#### 実 施 内 容

# (3) ガバナンスの充実・強化

#### (ア) 執行体制の強化(事業団)

幹部職員は障害者支援の現場に精通した者、役員は 支援の現場又は障害者の権利擁護に精通した者とし、 役員等は集中見直し期間において県と緊密に連携し、 利用者本位のきめ細かなケアの実現を第一義とした法 人運営を行う。

# (イ) 管理部門の配置の見直し(事業団)

幹部職員が支援現場における利用者処遇の実態をきめ細かく把握し、適切に職員を指導するため、幹部の意識向上を図るとともに、利用者の居住空間から離れた位置にある管理部門の配置を見直す。

# 平成28年度末までの進捗状況

#### (3) ガバナンスの充実・強化

#### (ア) 執行体制の強化(事業団)

支援の現場又は障害者の権利擁護に精通した者が平成26年度から引き続き役員として運営に携わり、機動的な理事運営会議(県職員も参加)の開催等により、センター・ 事業団の課題解決に向けた法人運営に努めている。

# 【平成28年度の実施内容】

○理事運営会議 2回

○理事会 6回

○評議員会 3回

# (イ) 管理部門の配置の見直し(事業団)

幹部職員による現場の巡回等により、支援現場における利用者処遇の実態の把握に努めた。

管理部門の配置の見直しについては、平成28年3月に理事長室を中央棟3階に移転を行い、事務局は中央棟2階に移転する方向で検討、準備を進め、平成29年3月中に一部事務部門を移転する。

# 評価 (3) ガバナンスの充実・強化

# (ア) 執行体制の強化(事業団)

平成28年度は下記について進捗が認められた。

- ・支援の現場又は障害者の権利擁護に精通した役員による法人運営
- 理事運営会議等の開催

平成29年度は、社会福祉法の改正に伴い、役員の改選が行われるが、新役員体制の下でも利用者本位のきめ細かなケアの実現を第一義とした 法人運営に努めること。

# (イ) 管理部門の配置の見直し(事業団)

平成28年度は下記について進捗が認められた。

- ・幹部職員による支援現場の把握
- ・ 理事長室等管理部門の中央棟への移転

平成29年度も引き続き、幹部職員が利用者処遇のきめ細かな実態の把握に努めること。また、幹部職員が明確なビジョンを持ち内外に提示できるようにすること。

# 4 県や外部による重層的なチェックシステムの構築

実 施 内 容	平成28年度末までの進捗状況
(1)法又は協定に基づくチェック体制の充実・強化	(1) 法又は協定に基づくチェック体制の充実・強化
(ア)県の指導監督の強化	(ア)県の指導監督の強化
① 監査の強化(県)	① 監査の強化(県)
県の監査において、施設内巡回の時間の拡大、支援員からの聴取り、	県の監査において、施設内巡回の時間の拡大、支援員からの聴取り、
抜き打ち検査の実施等により、報告書類のチェックにとどまらず、支	抜き打ち検査等の実施により、支援現場の実態把握に努めた。
援の実態を把握する。	【平成28年度の実施内容】
	○県の調査 3回(1回は抜き打ち)

#### ② 監査時の民間人材によるチェック(県)

県の監査等において、民間人材による個別支援計画の確認等を並行 的に取り入れ、支援の質についてチェックする。

# (イ) 指定管理者のモニタリングの強化(県)

外部有識者による運営状況評価において、実質的なチェックを受けられるよう、県独自に把握した情報を提供し、現場の支援状況の確認を受ける等、運用の強化を図る

#### ② 監査時の民間人材によるチェック(県)

県の監査等において、民間人材による個別支援計画の確認等を並行的 に取り入れ、個別支援計画の作成等について指導した。

# 【平成28年度の実施内容】

○進捗管理委員会委員による個別支援計画確認等 2回

# (イ) 指定管理者のモニタリングの強化(県)

外部有識者による運営状況評価において、事前に県の監査等で把握した情報を提供した上で現場の支援状況の確認を受ける等、運用の強化を図った。

# 【平成28年度の実施内容】

○指定管理者モニタリング 11月10日、12月7日

# 評価 (1) 法又は協定に基づくチェック体制の充実・強化

- (ア) 県の指導監督の強化
- ① 監査の強化(県)

平成28年度は下記が実施された。

- 施設内巡回
- ・支援員からの聴取り
- ・抜き打ち検査

平成29年度も引き続き、支援の実態把握に努めること。

# ② 監査時の民間人材によるチェック(県)

平成28年度は下記が実施された。

・進捗管理委員会委員による個別支援計画確認等

しかしながら、進捗管理委員会委員による指摘が支援に十分反映されていないことから、平成29年度も引き続き、支援の質のチェックに努め、

そのチェックが支援に反映されるようにすること。

#### (イ) 指定管理者のモニタリングの強化(県)

平成28年度は下記が実施された。

・外部有識者による支援現場確認等

平成29年度も引き続き、実質的なチェックを受けられるよう努め、そのチェックが支援に反映されるようにすること。

#### 実 施 内 容

#### (2)外部チェックの充実・強化

#### (ア) 権利擁護の仕組みの強化(事業団・県)

パーソナルサポーターや相談支援アドバイザー等の外部専門職の派遣により、外部の目を入れることで利用者のニーズの実現に向けた支援の質の向上を図る。また、虐待防止委員会への保護者や外部有識者の参加、苦情解決第三者委員の相談や巡回、保護者の定期的な巡回等を行う体制を確保する。

#### 平成28年度末までの進捗状況

#### (2)外部チェックの充実・強化

#### (ア)権利擁護の仕組みの強化(事業団・県)

パーソナルサポーターや相談支援アドバイザー等の外部専門職の派遣により、外部の目を入れることで利用者のニーズの実現に向けた支援の質の向上を図った。

虐待防止委員会を権利擁護委員会と改称し幅広く支援の質の向上等についても議論する場とした。権利擁護委員会への保護者や外部有識者の参加、苦情解決第三者委員の相談や巡回、保護者や特別支援学校教員の定期的な巡回等を行う体制の確保に努めた。

振り返りチェックシートの継続のほか、「支援時のキラリと光るエピソード(他者のよい支援を職員同士でみつける取組み)」等、職員自身による支援の質の向上に関する取組みを行った。

# 【平成28年度の実施内容】

- 〇パーソナルサポーター12名による養育園児童等13名の支援環境等の確認(月1回程度)
- ○相談支援アドバイザー3名による更生園の支援環境等の確認 (7 月~・月1回程度)
- ○権利擁護委員会への保護者等の参加(4月~・2カ月に1回開催)
- ○権利擁護部会の活性化(4月~・月1回開催)
- ○苦情解決第三者委員の相談・巡回(4月~・月1回程度)
- ○保護者等の巡回(4月~・月1~2回程度)

#### 評価 (2) 外部チェックの充実・強化

#### (ア) 権利擁護の仕組みの強化(事業団・県)

平成28年度は下記について進捗が認められた。

- ・パーソナルサポーター等外部専門職の派遣
- ・権利擁護委員会(虐待防止委員会)への保護者等の参加
- ・ 苦情解決第三者委員や保護者等の巡回

平成29年度も引き続き、パーソナルサポーター等外部の目を入れ、また外部の意見を反映させることで、権利擁護の仕組みの実質化を図ること。

#### 実 施 内 容

# (イ) 外部事業所による計画作成の強化(事業団)

事業団以外の民間法人が運営する相談支援事業所において、県立施設利用者の計画相談及びモニタリングを実施することにより、支援を客観的に評価し、外部性や地域との関係を確保する。

# (ウ) 研修時の外部機関の活用(事業団)

千葉県発達障害者支援センター等を活用し、職員に対し計画的に研修を行い職員の支援の専門性を高めるほか、アンケートの実施などにより研修の成果等のチェックを受ける。

# 平成28年度末までの進捗状況

# (イ) 外部事業所による計画作成の強化(事業団)

事業団以外の民間法人が運営する相談支援事業所による計画作成への切替えに努めた。

- ○更生園 外部相談事業所による計画作成77名(2月末)(平成26年度13名、平成27年度57名)
- ○養育園 外部相談事業所による計画作成8名(2月末) (平成26年度は3名、平成27年度15名)

# (ウ) 研修時の外部機関の活用(事業団)

千葉県発達障害者支援センターや外部講師による研修を実施し、アンケートを行った。また、外部研修や他の民間施設見学等の研修に参加した職員による伝達講習や研修報告等を実施し、研修成果の共有を図った。

# 【平成28年度の実施内容】

- ○虐待防止やコンプライアンスに関する外部講師による研修 2回
- ○専門知識や技術の向上に関する外部講師等による研修
  - ・更生園スーパーバイズ研修(5月~12月・月1回)・養育園か

らも参加

- ・養育園SSTスーパーバイズ研修(4月~月1回)
- ・養育園愛着障害研修(6月・9月)
- ○外部研修受講後の伝達講習 2回

(更生園・養育園各1回)

○外部研修後の研修報告 26件

(更生園21件・養育園5件)

# 評価 (イ)外部事業所による計画作成の強化(事業団)

平成28年度は下記について進捗が認められた。

・外部の計画相談支援事業所による計画作成

平成29年度も外部の計画相談支援事業所による計画作成・モニタリングにより、支援の客観的評価を行い、個々の利用者の支援の向上に役立 てること。

# (ウ) 研修時の外部機関の活用(事業団)

平成28年度は下記について進捗が認められた。

・外部講師等による研修の実施

平成29年度も引き続き、外部機関等を活用し、計画的な研修実施に努めること。また、外部講師を呼ぶだけでなく、幹部職員・中堅職員は、 閉鎖性を克服するため外部の先進的な実践に触れ学ぶこと。

# 平成26年度末の見直し進捗管理委員会委員からの付帯意見

袖ヶ浦福祉センターが地域や他の施設から孤立していることは検証委員会の最終報告でも指摘されたところであり、袖ヶ浦福祉センターのみに重度の障害がある人への支援を任せきりにするようなことがあってはならない。そのためには、袖ヶ浦福祉センター以外の施設や地域の関係者が、地域で支援が困難だと判断された障害者を県立施設に委ねるだけでなく、袖ヶ浦福祉センターの利用者に対して、地域も一体となった継続的な支援が行われるための施策も必要と考えられる。検証委員会の最終報告の趣旨を踏まえ、今回示した見直し項目以外にも、一層の取組みを図るよう、平成27年度以降において、さらに検討されたい。

# 平成26年度末の見直し進捗管理委員会委員からの付帯意見に対する検討状況

平成27年7月28日の第1回千葉県総合支援協議会(第五次千葉県障害者計画策定推進本部会)入所・地域生活専門部会において、重度・重複障害のある人等の地域での生活等について検討した。

平成28年度は、強度行動障害のある方への支援のあり方検討会において、強度行動障害のある方が袖ヶ浦福祉センター以外の施設や地域で生活していく ための支援のあり方や制度の見直しについて検討した。

# 平成28年度末の見直し進捗管理委員会委員からの付帯意見

なお、見直し進捗管理委員会が座長名で作成した「見直し進捗管理委員会 平成28年度 付帯意見」を本評価に添付するので、参照すること。